

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

第2次沖縄県環境基本計画の推進に当たっては、環境へ配慮した取組を率先して実行するため、「環境基本計画推進会議」（庁内部局横断組織）を中心として、計画の進行管理などを行います。

【県の推進体制】

環境基本計画推進会議
会 長：環境担当副知事 副会長：環境部長 構成員：全部局長等
(所掌事務) ○環境基本計画、環境物品等の調達及び環境保全率先実行計画の進行管理に関すること ○環境保全率先実行計画及び環境物品等の調達の推進を図るための基本的事項の検討に関すること ○その他環境基本計画、環境物品等の調達及び環境保全率先実行計画に関すること



環境基本計画推進会議幹事会
幹事長：環境部環境企画統括監 副幹事長：環境政策課長 構成員：全部局総括担当課長等
推進会議を補佐し推進会議に付議すべき事案について協議・調整

2. 各主体の連携・協働・参加の推進

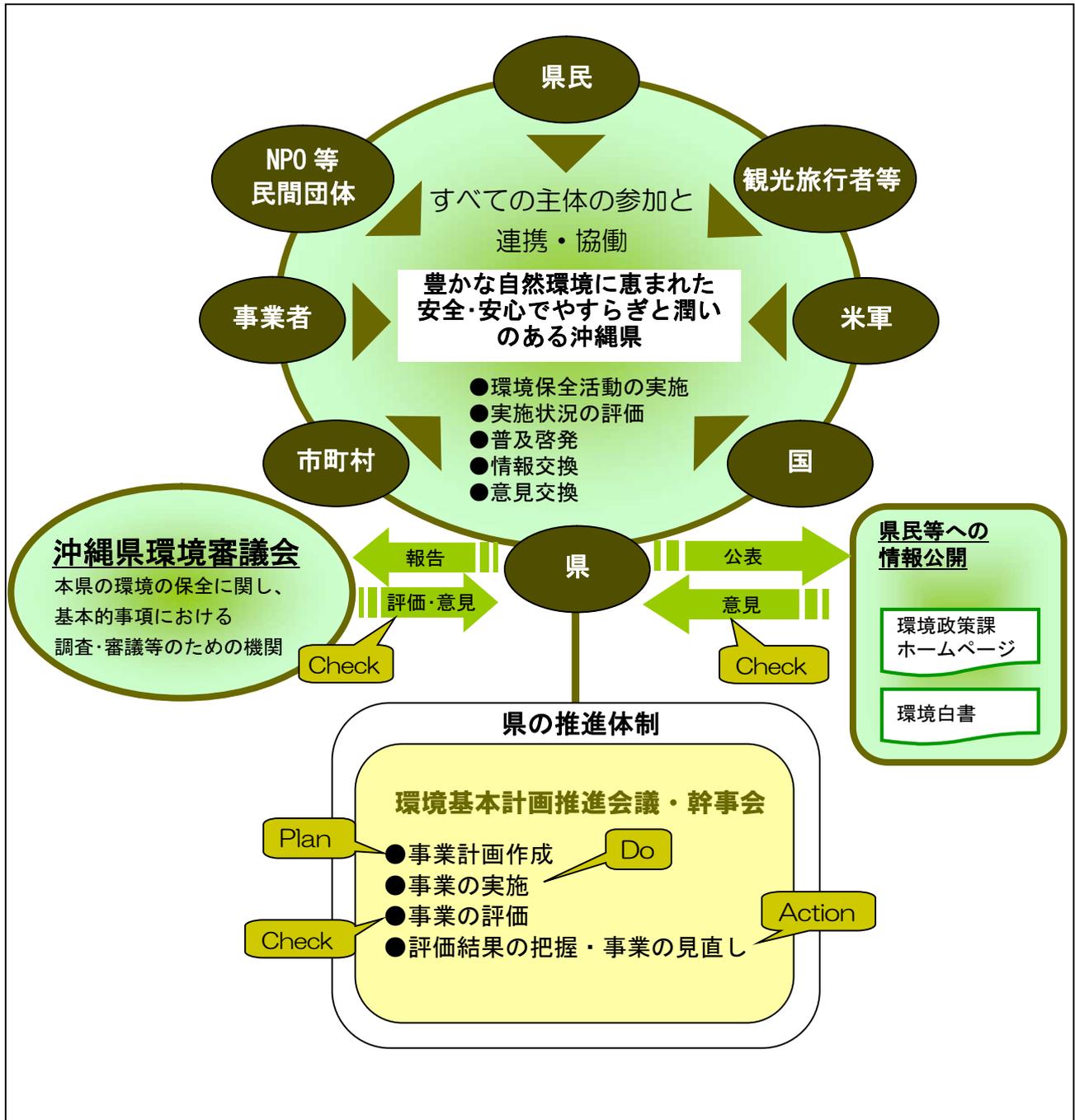
よりよい環境づくりを推進していくためには、国、県、市町村の行政機関、事業者、県民、観光旅行者等、NPO等民間団体、米軍の各主体が、環境へ負荷を与えていることを認識するとともに、それぞれの立場で環境保全活動に取り組み、相互に連携し、協働（パートナーシップ）関係を築きながら環境保全活動を実践していくことが重要です。

このため県は、国や市町村と連携を図り、環境に関する情報交換を行うとともに、取組の実施に際しての協力要請等を行います。

また、県民総参加による環境保全を進めていくために、県民に対して本計画の周知を図るほか、環境に関する各種情報の積極的な提供や、事業者、県民、NPO等

民間団体との連携・協働を図ること等により、県民一人ひとりの環境保全活動を推進します。

【各主体の連携・協働体制】

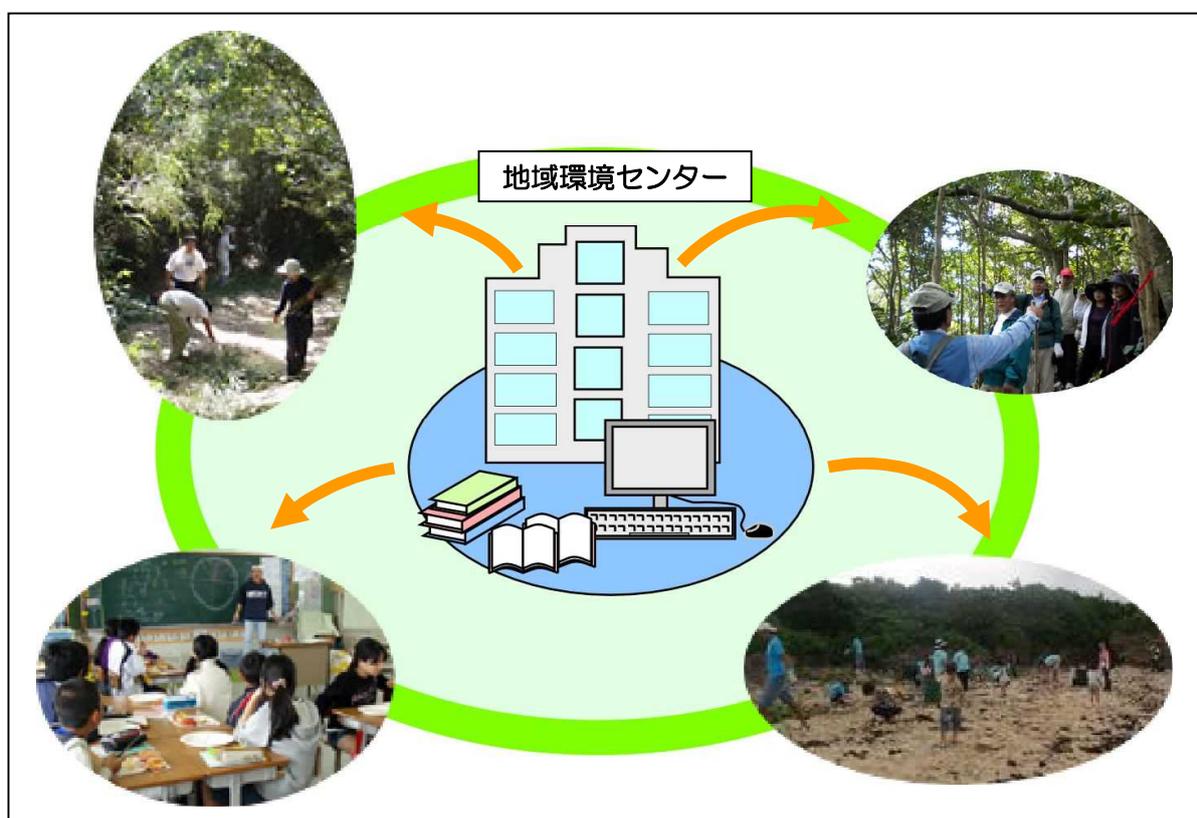


3. 計画の普及及び意識啓発

計画の実効性を高めるためには、県民等が計画の内容を理解し、自主的な環境保全活動を行えるように、様々な手段により計画内容の普及を行うとともに、環境に関する意識の啓発を図ることが重要です。そのため、計画の普及・啓発資材の作成・配布、インターネット等多様な広報媒体の活用により、県民等へ広く周知を図ります。

また、県内の動植物の生息・生育状況などの自然環境情報や公害の状況等、様々な環境情報の体系的整備を進め、Web ページや環境白書等を用いた県民等への情報公開を行います。

さらに、本県の環境保全活動の拠点である「沖縄県地域環境センター」における環境情報・教材の収集、提供を行うとともに、自然観察会や出前講座等の開催をとおして計画の普及や環境保全意識の向上に努めます。



4. 計画推進のための財政措置等

県は、この計画に掲げる施策を実施するため、必要な財政上の措置、その他の措置を講ずるよう努めます。その際、計画の進捗状況、環境の状況等を勘案するとともに、施策が統合的かつ計画的に推進されるよう適切に対処します。

5. 計画の進捗状況の点検・見直し

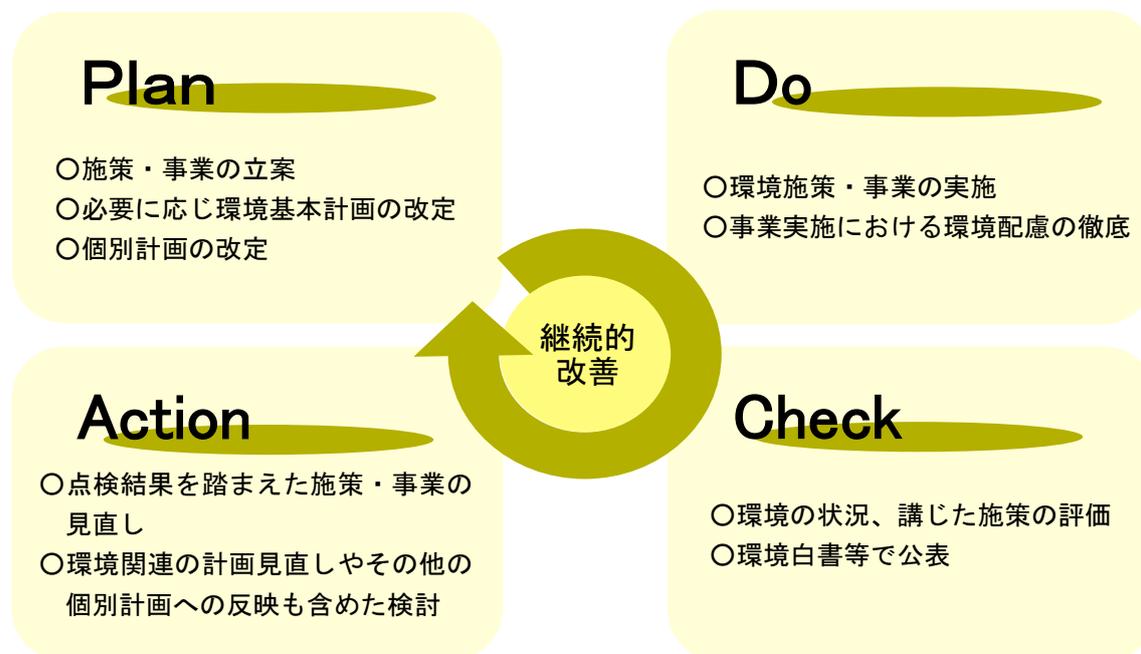
計画の各分野の施策や取組には、主要なものについては定量的な指標を与え、毎年その達成度を把握することにより、計画の進捗状況を点検します。

進捗状況の点検は、PDCAサイクルの考え方にに基づき、計画の策定(Plan)、県の事業や取組等の実施及び運用(Do)、取組の実施状況等の点検及び評価(Check)、事業内容等の見直し(Action)という一連の手続きに沿って実施します。

また、計画を実行性のあるものとするため、「第3章 環境の保全・再生・創造のための施策」について、その進捗状況等を環境白書、県庁ホームページ等に掲載し公表します。

なお、進捗状況に係る県民等の意見を踏まえ、環境の保全及び創造に関する施策については、必要に応じて見直しを行います。

PDCAサイクルによる進行管理



6. 調査研究の推進・監視観測体制の充実

複雑化・多様化する環境問題に対応するため、今後とも環境モニタリングを実施していくとともに、メカニズムや影響など未解明な点が多い地球環境問題や有害化学物質などに関する調査研究の取組を推進します。

また、本県における様々な研究機関の連携や、国や大学等、その他機関との連携を図り、監視観測体制を充実強化します。